

厚木市食生活改善推進員育成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、食生活改善の普及啓発活動に携わる食生活改善推進員（以下「推進員」という。）の育成のための事業について、必要な事項を定めるものとする。

(推進員)

第2条 推進員とは、厚木市（以下「市」という。）が実施する食生活改善推進員養成講座（以下「養成講座」という。）を受講し、修了証を取得した者とする。

(事業)

第3条 市は、推進員の育成を図るため、次の事業を行うものとする。

- (1) 養成講座
 - (2) 推進員育成研修
 - (3) 食生活改善推進団体（推進員により構成された団体）への活動支援
- 2 前項第1号の受講者は、市に住所を有する者とする。
 - 3 前項第2号の受講者は、推進員とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(厚木市食生活改善推進員養成・育成事業実施要綱の廃止)
- 2 厚木市食生活改善推進員養成・育成事業実施要綱（平成10年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。